

京都府津波避難計画策定指針 (案)

平成29年4月
京 都 府

第1章 総則（基本的事項）

1 指針の目的

津波による被害は一市町にとどまるものではないことから、津波避難を円滑に実施するためには、市町における津波避難計画を、広域的かつ統一的な考え方に基づいたものとする必要があります。こうしたことから、府において、広域的、総合的な立場から市町による津波避難計画の策定を支援することを目的として、「京都府津波避難計画策定指針」を策定しました。

この指針は、市町における津波避難計画の策定のほかに、市町が策定した津波避難計画に基づき各地域（自治会や自主防災組織等）で津波避難計画を策定する際にも、参考として用いられることを想定しています。

2 津波避難計画を策定する必要がある市町

府内において津波避難計画を策定する必要がある地域は、海岸線を有し、津波による浸水が想定される5市町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）です。

3 府、市町、住民の役割

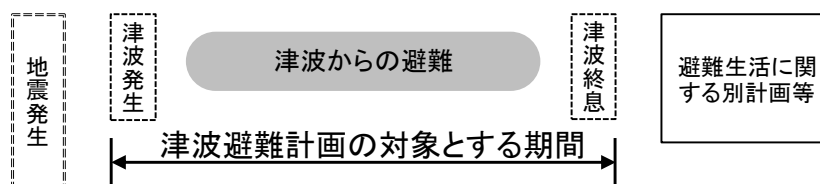
津波避難計画の策定及びそれに基づく訓練を実施するにあたり、府、市町、住民が果たすべき役割は次のとおりです。

実施主体	役割
府	<ul style="list-style-type: none">津波避難計画策定指針の策定津波浸水想定（区域及び水深）の設定及び公表市町における津波避難計画の策定及び避難訓練の実施への支援
市町	<ul style="list-style-type: none">津波避難計画の策定及び避難訓練の実施（避難対象地域、緊急避難場所、避難路等の設定及び公表、避難促進施設の指定）津波ハザードマップの作成・周知自治会や自主防災組織等による地域ごとの津波避難計画の策定支援
住民	<ul style="list-style-type: none">地域ごとの津波避難計画の策定（避難経路の設定等）避難訓練の実施又は参加

4 津波避難計画で対象とする範囲

この指針の対象とする津波避難計画は、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間において、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画です。

したがって、山・崖崩れ、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難の計画、あるいは被災による避難生活を円滑に行うため内容等については、別の計画に定める必要があります。



5 津波避難計画の定期的かつ継続的な見直し

各市町や地域で作成する津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や、津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて、定期的かつ継続的に見直しを行うことが必要です。

6 津波避難計画で対象とする津波

津波避難計画で対象とする津波は、京都府津波浸水想定（平成28年3月公表）で想定対象とした最大クラスの津波を基本とします。

7 地域一体となった対策の推進

地域の地形・環境、津波浸水想定・津波到達時間、市街地・集落の状況等、地域の特性に応じて地域住民の意向も踏まえ、まちづくりも考慮し、地域一体となって対策を推進することが重要です。

8 用語の意味

本指針で用いる用語の意味は、次のとおりとします。

用語	用語の意味等
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下で（満潮時等）発生した場合に想定される浸水の区域及び水深。（この図を「津波浸水想定区域図」という） ※ 京都府においては、津波防災地域づくり法による津波災害警戒区域は、津波浸水想定区域と同一の区域です。
津波到達予想時間	地震発生後から、対象とする津波が陸上に遡上すると予想される時刻までの時間であり、京都府津波浸水想定を参考に設定する。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域を参考に市町が設定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で設定する。
避難困難地域	避難対象地域のうち、徒歩による避難では、津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域。
避難路	避難のための主要な道路で、市町が指定に努める。
避難経路	住民が自宅等から避難路を経て緊急避難場所まで避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。
緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。
避難目標地点	避難する際の目標とする地点をいい、避難対象地域の外に設定する。緊急避難場所とは必ずしも一致するものではなく、避難困難地域の抽出のために設定する。
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市町が指定する。
避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅等に移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市町が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。

避難行動要支援者	速やかに安全な場所に避難するための行動を取るために、特に支援を要する人々（高齢者、障害者、外国人、幼児、妊婦等）。
避難促進施設	津波災害警戒区域内にあり、社会福祉施設、学校、医療施設等の、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（津波防災地域づくり法第71条）

9 市町の地域防災計画との関係

津波避難計画は、必ずしも独立した計画として策定しなければならないものではなく、市町の地域防災計画に、必要な事項（第2章に掲載している事項）を、記載することとしても差し支えありません。

10 津波防災地域づくり法との関係

市町の地域防災計画に、この指針に基づく津波避難計画を策定したことを記載することにより、又は必要な事項を記載することにより、津波防災地域づくり法第54条第1項の規定を満たすことができます。

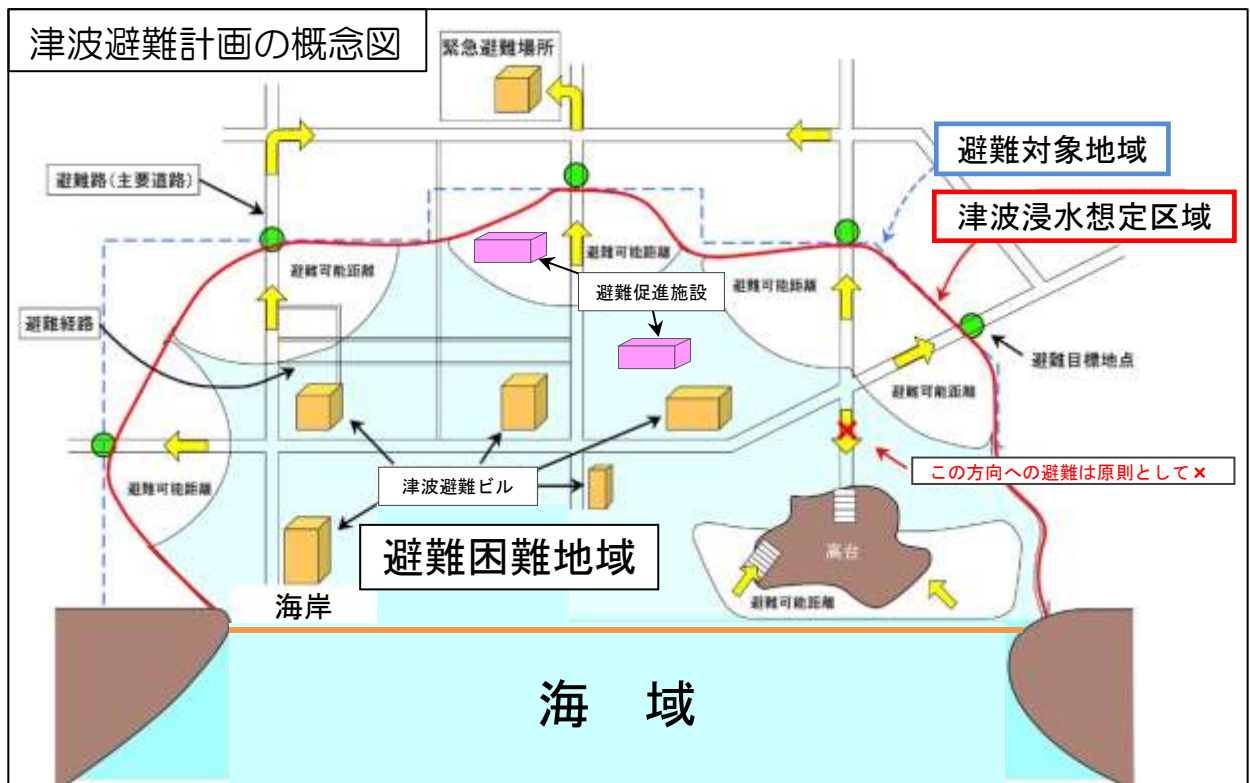
11 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画との整合性

津波防災地域づくり法では、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、推進計画）を策定することが出来ることとされています。

※ 推進計画

- ・津波防災地域づくりを総合的に推進するため市町が作成する計画。
- ・様々な主体が実施するハード・ソフト対策を総合的に組み合わせ津波防災地域づくりの姿を地域の実情に応じて描く。

推進計画を策定する場合には、津波避難計画の内容と整合性を図る必要があります。



第2章 市町において津波避難計画に定めるべき内容

1 津波浸水想定区域

津波浸水想定区域は、最大クラスの津波が悪条件下（満潮時等）で発生したときの浸水の区域及び水深を設定するもので、京都府津波浸水想定図を活用する。

2 避難対象地域の設定

避難指示（緊急）を発令する際に避難の対象となる避難対象地域を設定する。この際、津波浸水想定区域を参考に設定する。
なお、発令の対象となった地域名を住民等に迅速かつ正確に伝えるため、自治会や自主防災組織の単位、道路の状況や地形等を踏まえて設定する。

3 避難困難地域の抽出

避難対象地域のうち、予想される津波の到達時間までに、徒歩を前提とする避難行動では避難対象地域の外へ避難することが困難な地域を、避難困難地域として抽出する。

（1）津波到達予想時間の設定

京都府津波浸水想定等に基づき、市町に影響のある津波の到達予想時間を設定する。

（2）避難目標地点の設定

避難対象地域外へ避難する際の目標地点を、避難対象地域の外側に設定する。

（3）避難可能距離（範囲）の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。

避難可能距離は、次の式を参考に設定します。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難開始時間})$$

① 歩行速度

1.0m/秒（高齢者自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とします。ただし、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）ことを考慮する必要があります。

② 避難開始時間

地域の実情に応じて、地震発生後2～5分後に避難を開始できるものと想定します。なお、避難訓練等により避難開始までの時間短縮を図ることが重要です。

③ 避難可能距離

避難できる限界の距離は 500m程度を目安とし、各地域において設定する必要があります。

仮に津波到達予測時間を10分、歩行速度を 1.0m/秒 (=60m/分)、あるいは 0.5m/秒 (=30m/分)、避難の開始までに要する時間を2分、あるいは5分とした場合、それぞれの避難可能距離は、次のとおりとなります。 $60\text{m/分} \times (10-2)\text{分} = 480\text{m}$ $30\text{m/分} \times (10-5)\text{分} = 150\text{m}$

④ 夜間や積雪寒冷期の留意点

夜間の場合には、避難開始は昼間に比べて、さらに避難の開始までに要する時間が長くなるとともに、避難速度も低下することを考慮する必要があります。また、積雪寒冷期における避難速度の低下にも考慮する必要があります。

⑤ 訓練による検証

歩行速度や避難開始時間、避難可能距離等は、避難訓練を行って確認・検証し、見直すことが重要です。

(4) 避難路、避難経路の指定・設定 (4 (2) を参照)

避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を指定・設定します。

(5) 避難困難地域の抽出

避難対象地域のうち、(4)の避難路、避難経路を経て、(2)の避難目標地点に至る距離が、(3)で設定した避難可能距離(範囲)を超える地域を避難困難地域として抽出します。

4 緊急避難場所等、避難路等の指定・設定

住民等一人ひとりが円滑な避難を行うために、緊急避難場所等、避難路等、避難の方法を指定・設定するとともに、それらの機能維持・向上に努める。
--

(1) 緊急避難場所、津波避難ビルの指定・設定

① 緊急避難場所

市町の長は、備えるべき安全性や機能が確保されている場所を、緊急避難場所に指定する必要があります。

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">• 原則として避難対象地域から外れていること。• 原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。)• 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。• 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。
--------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい）。 ・夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていることが望ましい。 ・一時的な避難生活ができる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

② 津波避難ビル

市町の長は、必要に応じて、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定します。

なお、この津波避難ビルの指定は、津波防災地域づくり法第56条に基づく指定避難施設の指定に該当します。

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・津波防災地域づくり法に規定されている構造等の要件を満たし、基準水位（※）以上の階を使用すること。 ・耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定することが望ましい。）。 ・海岸に直接面していないこと。 ・避難路に面していることが望ましい。 ・進入口への円滑な誘導が可能であること。 ・外部から避難が可能な階段があることが望ましい。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。 ・夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

※ 基準水位とは、津波が建築物等に衝突した際のせりあがりを考慮して定める地盤面からの津波の高さ（水深）。京都府津波災害警戒区域の指定（平成29年3月）の際に公表されています。

(2) 避難路、避難経路の指定・設定

① 避難路

市町の長は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を、避難路として指定するよう努めます。

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮した幅員が確保されていること。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。 ・橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。 ・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。 ・原則として、津波の進行方向と同方向に避難できること。 ・地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の
--------	--

	<p>影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 避難誘導標識や防災行政無線等が設置されていること。 • 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。 • 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

② 避難経路

住民等は、安全性の高い避難経路を設定します。

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。 • 最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。 • 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。 • 複数の迂回路が確保されていること。 • 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。
--------	---

(3) 避難の方法

避難方法は原則として徒歩によるものとし、自動車の利用は次の理由等から望ましくありません。ただし、車を使用しなければ避難が困難な場合は、考慮が必要です。

- 家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高いこと。
- 渋滞や交通事故等が発生するおそれが高いこと。
- 徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが高いこと。

5 初動体制の確立

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、配備体制等について定める。

(1) 連絡・参集体制

早期かつ正確に、大津波警報、津波警報、津波注意報の伝達や避難指示(緊急)の発令を行うため、勤務時間外における職員参集体制を定め、必要な職員数を速やかに確保します。その際、下記の点に留意が必要です。

- 参集連絡手段については、携帯電話、メール等による伝達手段の多重化を図ること。
- ある一定基準に達した場合には、その情報等を認知後、参集連絡を受けることなく、速やかに自主的・自動的に参集する体制を確保することが必要であること。

- ・職員自身の被災により連絡・参集体制が機能しないことも想定する必要があること。

(2) 情報受信・伝達体制等

大津波警報、津波警報、津波注意報の伝達、避難指示（緊急）等の発令、津波の実況把握等の応急対応が迅速に実施できる体制（特に勤務時間外の体制）を定めます。

6 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。

避難誘導等を行う際には、自らの命を守ることが基本となります。そのため、津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立して、その内容について地域での相互理解を深めることとし、無線等の情報伝達手段の整備・活用について定める必要があります。

また、避難行動要支援者等への支援と、避難誘導等を行う者の安全確保に関しては、地域や行政において支援のあり方を十分議論する必要があります。

災害対策本部や防災行政無線の通報設備が設置される庁舎、消防署や消防団詰所などの設置場所についても、安全性の点検や対策の検討が必要です。

【参考】消防庁「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」報告書（平成 24 年 8 月）

<退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化>

- 退避の優先（津波到達予想時間が短い地域は退避が優先）
- 津波災害時の消防団活動の明確化
 - 関係機関や地域の協力を得て、消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限に
 - 水門等の閉鎖活動の最小化→廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担
 - 避難誘導活動等の最適化→住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづくりを促進
- 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成
 - 退避のルールを確立。住民に事前に説明、理解
 - 指揮命令系統（団指揮本部→隊長→団員）の確立指揮者の下、複数人で活動
 - 水門閉鎖活動時などのライフジャケットの着用
 - 津波到達予想時刻を基に、出動及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動時間を設定。経過した場合は直ちに退避
 - 隊長等は、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令

7 津波情報等の収集、伝達

大津波警報、津波警報、津波注意報や津波に関する情報等の収集及び伝達手段・体制について定める。

(1) 津波情報等の収集

- ① 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波に関する情報の早期収集
 気象庁から発表される大津波警報、津波警報、津波注意報や津波に関する情報（津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等）の受信手段、受信経路等を定めます。
- ② 津波の実況等の情報収集
 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定めます。

(2) 津波情報等の伝達

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波に関する情報等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、どのような手順・手段で伝達するかについて定めます。

<情報伝達に関して定めておくべき事項>

事項	留意点等
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> • 地震直後、津波発生前後、津波終息後
何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> • 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、津波到達予想地域、津波到達予想時刻、満潮時刻等 • 避難指示（緊急）、実施すべき行動・対策 • 伝達内容について、あらかじめ想定し雛型を作成
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> • 避難対象地域にいる誰を対象とするか（住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣り客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等） • 避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等 • 緊急避難場所等に避難している避難者
どのような手段で知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> • 防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール）、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等 • 情報の受け手の立場に立った伝達手段を活用（特に津波避難における避難行動要支援者）

(3) 情報伝達手段の整備

地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせられるよう情報伝達手段を整備します。

8 避難指示（緊急）の発令

地震発生後あるいは津波情報を受信した後、速やかに避難指示（緊急）を発令し、住民に伝達できる体制を定める

(1) 避難指示（緊急）を発令する基準

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令します。（大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なります）。

【避難指示（緊急）の判断基準の設定例】

①～②のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。

①：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表

（ただし、避難指示（緊急）の対象区域が異なる。）

②：停電、通信途絶等により、大津波警報、津波警報、津波注意報を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

(2) 避難指示（緊急）の発令対象区域

大津波警報、津波警報、津波注意報の基本的な区分は以下のとおりです。

- ① 大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域が対象
- ② 津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域が対象
- ③ 津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域が対象

※ ②に示す地域が明らかでないときは、①と同じ地域とすることとして差し支えありません。

(3) 発令の時期及び体制

大津波警報、津波警報、津波注意報を認知・受信した場合、自動的にあるいは速やかに、避難指示（緊急）を発令する体制とします。

特に勤務時間外に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合については、避難指示（緊急）の発令の手続きや時期を再検討し、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表後速やかに避難指示（緊急）を発令できるような体制整備を図る必要があります。

(4) 伝達方法

誰に、どのような手順・手段で、避難指示（緊急）を伝達するかについて定めます。伝達手段は、情報の受け手に応じて多様な手段を活用することが重要です。

また、避難指示（緊急）の発令内容（雛型）を定めます。

(5) 解除の時期及び手順

原則として、大津波警報、津波警報、津波注意報の解除の発表に基づき行います。

9 避難行動要支援者等の避難対策

避難行動要支援者（情報伝達面、行動面等により円滑な避難が困難な者）の避難対策については、避難行動要支援者となる要因を考慮し、情報伝達や避難行動の支援策を定める。

津波避難において、避難行動要支援者となり得る要因としては、以下のことが考えられますが、それぞれの要因を考慮して避難対策を検討します。

<津波避難における避難行動要支援者の例>

避難行動要支援者となりうる要因	避難行動要支援者の例
情報伝達面	視聴覚障害者、幼児、外国人 等
行動面	視聴覚障害者、身体障害者、高齢者、傷病者、妊婦、幼児 等

(1) 情報伝達

防災行政無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ分かりやすい広報文案を定めておくことが大切です。また、大津波警報、津波警報、津波注意報発表の際のサイレン音等についても啓発が必要です。

視聴覚障害者や外国人に対しては、近隣者の支援が必要であり、自主防災組織やボランティア等の協力も得た支援体制を検討する必要があります。

(2) 避難行動の援助

行動面で避難に支障をきたす者にとっては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要があります。

避難行動要支援者に対する個々の具体的な避難行動の支援等については、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要があります。

10 避難促進施設の指定等

津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設等の、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設ある場合は、避難促進施設として定める。

(1) 避難促進施設の指定

市町は、地域防災計画に、避難促進施設の名称及び所在地を定めます。また、避難確保計画の策定に助言を行い、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う必要があります。

(2) 避難確保計画の策定

避難促進施設の所有者又は管理者は、避難訓練や、津波の発生時における

施設利用者の避難のために必要な措置を定める計画（避難確保計画）を策定し、市町の長に報告するとともに公表する必要があります。

1.1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

観光や海水浴、釣り等で海岸付近に滞在する者についても、避難対策を定める。

(1) 情報伝達

観光施設、宿泊施設等では、利用客への情報伝達マニュアル（何時、誰が、何を、どの様に伝達するか）の作成を検討します。

屋外においては、防災行政無線の屋外拡声器、サイレン等により伝達するとともに、海水浴場の監視所等でも、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を定めたマニュアルを作成しておく必要があります。

(2) 施設管理者等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあつては、原則として観光客等を緊急避難場所へ避難させる必要があります。施設の管理者等は、市町や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する必要があります。

※ 避難が間に合わない場合、津波防災地域づくり法に規定されている構造等の要件を満たす避難施設として、基準水位以上（津波災害警戒区域内の場合）の階への避難が安全な場合もあります。また、逃げ遅れた避難者が施設に避難してくることも考えられます。

(3) 自らの命を守るための準備

大津波警報、津波警報、津波注意報や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯、救命胴衣の着用等と呼びかけることが重要です。

(4) 緊急避難場所に係る看板・誘導標識等の設置

観光客、外国人、海岸・港湾工事関係者等の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海抜、津波災害警戒区域、想定される津波の浸水深等の表示、避難方向や緊急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要です。

(5) 津波啓発、避難訓練の実施

津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、緊急避難場所等を掲載した啓発用チラシを、釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等で配布といった、関係事業者等と連携した取組が重要です。

避難訓練にあたっては観光シーズン、海水浴シーズン中に、観光客、海水浴客等との参加型の訓練の実施を検討します。

1.2 津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的に実施するよう計画を定める。

津波からの避難においては、住民等が自らの命は自らが守るという意識の下、率先して避難行動を取ることが重要です。防災週間（8月30日から9月5日まで）や、津波防災の日・世界津波防災の日（11月5日）の機会に、防災関連行事を実施する等、工夫して津波防災教育・啓発の継続的な実施に努めることが重要です。

なお、津波からの避難における「津波に対する心得」は次のとおりです。

＜津波に対する心得＞

- ・強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- ・津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ・津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

防災関係機関等の協力の下、次の手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、住民に対して、地域の実情に応じた津波防災教育・啓発について定めます。

（1） 啓発の手段

手段	詳細
マスメディア	テレビ、ラジオ、新聞 等
印刷物、映像	パンフレット、広報誌、映像資料 等
インターネット	ホームページ、SNS、ツイッター 等
掲示物等	海拔・予想される津波の襲来時間や高さ・津波浸水想定区域の標識・看板 等
研修	研修会やワークショップ、講演会の開催 等

（2） 啓発の内容

内容	詳細
過去の津波被害の記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
津波の特性に関する内容	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
津波ハザードマップ	津波浸水想定区域、緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方
津波避難計画の内容	避難対象地域、緊急避難場所、避難路、津

	波情報の伝達、避難指示（緊急） 等
平常時からの備えの重要性	所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの緊急避難場所の確認、避難方法の確認（津波てんでんこ等）、家族の安否確認方法の確認、建物の耐震化、家具の固定、飲料水・食料の備蓄、津波避難訓練への参加 等
大津波警報、津波警報、津波注意報	大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項 等

（3） 啓発の場等

家庭、学校、地域社会（自治会、自主防災組織等）、事業所等において実施します。

消防・防災行政や消防団の経験者、自主防災組織等のリーダー、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所における津波対策を推進する上で中心となる人材を養成することも重要です。

また、自治会や自主防災組織等により、地域ごとの津波避難計画（避難経路の設定等）を策定するよう支援します。

1.3 津波避難訓練

防災意識が向上し、いざというときの円滑な津波避難につながるよう訓練を継続的に行うことを定める。毎年1回以上は、津波避難訓練を実施し、その成果を津波避難計画等に反映させるよう努める。

津波避難訓練に当たっては、次の項目に留意し検討することを定めます。

（1） 実施体制

自治会、自主防災組織、消防団、消防本部、社会福祉施設、学校、医療施設、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者等による、地域ぐるみの体制となるよう検討します。

（2） 参加者

住民のみならず、観光客、釣り客、海水浴客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練となるよう参加者を検討する。

（3） 実施時期

どんな状況でも避難が可能な体制を整備することを目指し、様々な時間や季節を設定します。

（4） 内容等

震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定します。

<訓練の例>

項目	内容
大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報等の収集、伝達	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達機器の操作方法の習熟、防災行政無線の可聴範囲の確認、住民への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。
津波避難訓練	避難経路や避難路、避難標識や避難誘導の手順の確認、避難の際の危険性の把握、避難に要する時間等の確認を行う。夜間における訓練の実施による街灯等の確認を行う。